御坊市役所ＥＶ充電器設置事業仕様書

本仕様書は、御坊市が発注する御坊市役所ＥＶ充電器設置事業を実施する者（以下「実施事業者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

１．事業名

御坊市役所ＥＶ充電器設置事業(以下「本事業」という。）

２．事業の目的

御坊市（以下「本市」という。）では、令和３年３月に第５次御坊市総合計画を策定し、豊かな自然を守り育て、次世代に引き継ぐ環境づくりを推進しており、また、令和６年３月に策定した第３次御坊市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの削減に取り組んでいるところである。

ＥＶ充電器を本市の費用負担なしで市役所駐車場に設置することにより、脱炭素社会の実現及びＥＶの普及に寄与することを目的とする。

３．実施期間

期間は、ＥＶ充電器設置に係る協定締結後、概ね５年以上とするが、詳細は協議により決定する。

４．候補施設(ＥＶ充電器の設置場所)

本市の指定場所とするが、詳細は選定事業者との協定後に協議により決定するものとする。なお、設置の際は、施設の運営・維持管理等に支障とならない場所及び構造とすること。

５．ＥＶ充電器の種類等

急速充電器(１５０ｋW以上を想定)

本市候補地の制約のため、設置基数は１基１口とする。

６．業務内容及び役割分担

本事業の業務内容及び本市と実施事業者の役割分担は、次のとおりとする。なお、選定事業者の決定後、別途本市と締結する協定書において最終決定する。

（１）御坊市

（ア） 事業全体総括

（イ） ＥＶ充電器を設置する場所の確保

（ウ） 本市ホームページ等による事業の周知

（２）実施事業者

（ア） 上記４で決定する場所に設置する充電器本体の設置

（イ） ブレーカーや計量用電気計器(子メーター)等の購入及び設置

（ウ） 電気料金は実施事業者が電力会社と直接契約し負担すること

（エ） 上記「３．実施期間」に示す期間中におけるＥＶ充電器の維持管理

（オ） 市民等への充電サービスの提供及び運営

（カ） 利用者への周知

（キ） 使用実態等の各種データの収集及び本市への提供

７．事業費用

ＥＶ充電器の設置及び維持管理や充電サービスの運営、充電器の電気料金等に関する費用は、全て実施事業者の負担とする。

８．利用料金及び利用方法

（１）適切な利用料金を設定すること。

（２）利便性の高い利用システムを構築すること。

９．運営・問い合わせ対応

（１）実施事業者は、利用者からの問い合わせや故障、苦情等に円滑に対応するため、組織化された運営体制を確立し、常時、適切な人員を配置すること。

（２）問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、必要があれば速やかに本市への報告を行うとともに、復旧等に適切な措置をとること。

（３）利用者の個人情報は、法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること。

10．その他

（１）充電設備の設置可否については、実施事業者による提案内容や設計等を踏まえ、本市において最終的に判断する。

（２）実施事業者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。

（３）実施事業者は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、真摯かつ誠実に本事業を遂行すること。

（４）その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、本市と協議した上で業務を進めること。